

令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領

(令和元年10月19日決定)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、令和元年台風第19号における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた長野県内の市町村は、長野市、松本市、上田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、麻績村、筑北村、坂城町、小布施町、山ノ内町、木島平村、栄村、岡谷市、飯山市、安曇野市、塩尻市、青木村、原村、辰野町、宮田村、木曾町、生坂村、高山村、野沢温泉村、飯綱町の43市町村である(令和元年10月12日適用)。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

当該災害により、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、要領別紙「応急修理にかかる工事例」のとおり)

台風災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1 世帯あたりの限度額は半壊又は大規模半壊の場合595,000円以内とする。

(2) 同一住家 (1 戸) に 2 以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1) の 1 世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ

長野県から事務委任を受けた市町村 (以下、「市町村」という。) は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは次ページのとおり。

応急修理の手続き	
	<p>応急修理を希望する被災者は、住宅の応急修理申込チェックシートにより内容確認の上、市町村の窓口に住宅の応急修理申込書【様式第1号】等を提出し、要件審査を受ける。</p> <p>被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。</p>
	<p>市町村は、上記の要件審査において応急修理の対象と認められる場合は、応急修理申込の受理通知書【様式第3号】を交付し、併せて応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書【様式第5号】等の工事に必要な用紙を提供する。</p> <p>対象外となる場合は、被災者に応急修理申込の対象外通知書【様式第4号】を交付する。</p>
	<p>被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書【様式第5号】の作成依頼を行う。</p>
	<p>委託業者は、修理見積書【様式第5号】を被災者に提示し、署名の上、（直接又は被災者を通じて）市町村の窓口へ提出する。</p> <p>修理見積書【様式第5号】には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。</p> <p>委託業者は、被災者に対して修理見積書【様式第5号】の内容を的確に説明する責務を有する。</p>
	<p>市町村は、修理見積書【様式第5号】の内容を確認の上、委託業者には修理依頼書【様式第6号】を被災者には応急修理決定通知書【様式第7号】をそれぞれ交付する。</p>
	<p>委託業者は、被災者と修理日程等の打合せを行った上、工事を実施する。</p>
	<p>委託業者は、工事完了後、被災者に工事完了報告書【様式第8号】を提示し、署名を受け必要書類を添付して市町村に提出する。</p> <p>工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。</p>
	<p>委託業者は、応急修理に要した費用について、市町村に請求書【様式第9号】を提出する。</p>
	<p>市町村は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。</p> <p>なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額（大規模半壊及び半壊595,000円）を超える部分については、被災者が負担するものとする。</p>

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- 破損した柱梁等の構造部材の取替
- 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- 壊れた給排気設備の取替
- 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

令和元年台風第19号に係る被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

- （例） 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え

内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

- ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
- ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修

修理の方法は代替措置でも可とする。

- （例） 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
家電製品は対象外である。

<様式第1号>

受付日 令和 年 月 日
受付番号 第 号

住宅の応急修理申込書

市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（TEL）】

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏名】 印

1 被災日時 令和 年 月 日

2 災害名 令和元年台風第19号

3 住宅の所有状況 自己所有 借家 その他（ ）

4 住宅の種別 一戸建 共同住宅 長屋

5 住宅の被害の程度

全壊、大規模半壊、半壊

（市町村が発行するり災証明書又は被災者台帳等に基づき、被害の程度に をつけてください。）

6 被害を受けた住宅の部位 （該当箇所に をつけてください。）

イ 屋根	リ サッシ
ロ 柱	ヌ 上下水道の配管
ハ 床	ル ガスの配管
ニ 外壁	オ 給排気設備の配管
ホ 基礎	ワ 電気・電話線・テレビ線の配線
ヘ 梁	カ トイレ
ト ドア	コ 浴室
チ 窓	

【添付書類】

- 1 住宅が半壊以上の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書
- 2 資力に関する申出書（大規模半壊の住家被害を受けた者を除く）
上記1の書類については、被災者台帳等で確認できる場合は提出不要
これらの書類は事後提出も可能

市町村確認欄（この欄は記入しないでください）

り災証明書による、住宅が全壊・半壊等の被害を受けたことの確認
申出書により、自らの資力では応急修理が出来ないことを確認

<様式第2号>

市町村長様

資力に関する申出書

私、_____は、令和元年台風第19号のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施いただきますようお願いいたします。

記

令和 年 月 日

申出者

住所

被害を受けた住宅所在地

氏名

印

住宅の応急修理申込チェックシート

災害救助法に基づく、住宅の応急修理は次の要件を満たす必要があります。

次の(1)～(5)までの要件を確認のうえ、申請してください。

なお、住宅の応急修理にかかる費用は、1世帯あたり大規模半壊及び半壊は595,000円を限度としており、限度額を超える部分の工事については、被災者の負担となります。

【応急修理の対象者等要件】

(1)住宅が災害により、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態である。

(2)応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなり、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる。

(3)応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しない。

(4)自らの資力では応急修理を行うことができない。

(大規模半壊の住宅被害を受けた世帯は除く。)

(5)応急修理をする箇所が、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分である。

*借家の場合は、所有者が修理を行えず、かつ所有者の同意を得ることができる場合は、応急修理を行うことができる。

上記の災害救助法に基づく、住宅の応急修理の要件等を確認し、申し込みます。

氏 名

印

【所有者の同意欄(借家の場合)】

私は、上記申請者に賃貸している住宅について、応急修理を行うことに同意します。

家主 住 所

氏 名

印

電 話

<様式第3号>

令和 年 月 日

応急修理申込の受理通知書

様

市 町 村 長

令和 年 月 日付けで申込みのあった下記の被災者住宅について、
応急修理申込書を受理したので通知します。

すみやかに応急修理施工業者を選定し、見積書が提出されるようお願い
します。

1 応急修理に係る住宅所在地

2 申込書受理番号 令和 年 月 日 第 号

< 様式第 4 号 >

令和 年 月 日

応急修理申込の対象外通知書

様

市 町 村 長

令和 年 月 日付けで申込みのあった下記の被災者住宅については、対象住宅及び世帯等の確認を行ったところ、次の要件により、対象となりませんので通知します。

なお、本決定に異議のある場合は、本通知をお受け取り後、 日以内に下記問い合わせ先まで、ご連絡ください。

- 1 応急修理に係る住宅所在地
- 2 申込書受理番号 令和 年 月 日 第 号
- 3 住宅の応急修理の対象とならない理由

【問い合わせ先】

修理見積書 【記載例】

見積金額 (応急修理分) 595,000 円 (他に被災者負担分 101,300 円)

工事名称	対象	数量	単価	金額	備考
1 仮設工事		m ²	円	33,000 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板 ミリ× ミリ		m ²	円	33,000 円	
合板 ミリ厚		枚	円	33,000 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交 ミリ× ミリ		m ²	円	33,000 円	
合板 ミリ厚		枚	円	33,000 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板 ミリ× ミリ		m ²	円	33,000 円	
金物		一式	円	33,000 円	庇、外壁補修用
施工費		人	円	33,000 円	
3 屋根工事					
養生		枚	円	33,000 円	ブルーシート
板金工事		m ²	円	33,000 円	
施工費		人	円	33,000 円	
4 窓工事 (外部)					外部か内部かを記載
ガラス工事		枚	円	33,000 円	
雑工事		一式	円	33,000 円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事 (トイレ)					対象部屋名を記入
便器取替え		一台	円	33,000 円	破損ロータンク含む
配管工事		m	円	33,000 円	
下地補修		m	円	33,000 円	
仕上げタイル補修		m ²	円	33,000 円	便器取替えの付帯工事
施工費		人	円	33,000 円	
6 床工事					対象部屋名を記入
フローリング (下地共) 修理		m ²	円	33,000 円	居間・トイレ
フローリング (下地共) 修理	×	m ²	円	33,000 円	寝室
フローリング取替え	×	m ²	円	3,300 円	台所
畳の取替え	×	人	円	33,000 円	老朽化による取替え
7 諸経費					
応急修理対象		一式	円	29,710 円	按分
応急修理対象外	×	一式	円	3,290 円	同上
合計				696,300 円	
(うち消費税)				63,300 円	
応急修理分				595,000 円	上限 595,000 円
被災者負担分				101,300 円	

修理見積書は各社様式でも構いませんが、表面の見積金額、被災者負担分、合計、* 2、* 3 は記入してください。

<様式第6号>

令和 年 月 日

修 理 依 頼 書

指定業者

様

市 町 村 長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、（*別添の請書を提出するとともに、）工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。必要に応じて、現地で検査を行いますので、その際は立会いの協力をお願いします。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円（応急修理分）

【添付書類】

修理見積書（写）

<様式第8号>

令和 年 月 日

工事完了報告書

市町村長様

登録番号

指定業者名 印

次の被災者住宅について、別添応急修理見積書（写）のとおり応急修理を完了したので、報告します。

1 被災者住所氏名 住所

氏名

2 応急修理に係る住宅所在地

3 受付番号 令和 年 月 日 第 号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・修理に係る全ての部分の写真（施工前、施工中、施工後）
- ・附近見取図

応急修理の完了を確認しました。（修理申込者記入）

令和 年 月 日

住所

氏名

印

応急修理の事務処理の流れ

